

平成31年度 事業計画及び予算概要

人間を救うのは、人間だ。

日本赤十字社滋賀県支部

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

目 次

はじめに	1
I. 支部事業・一般会計予算概要	
1. 会員の増強と赤十字活動資金の増収	2
2. 災害救護体制の充実強化	2
3. 赤十字救急法・健康生活支援講習等の普及の強化	3
4. 赤十字奉仕団の育成強化	4
5. 青少年赤十字の育成強化	4
6. 赤十字看護師の教育	5
7. 国際活動の推進	5
8. 広報活動の強化	5
9. 有功会の充実	6

はじめに

平成30年度は、6月から7月にかけての大阪府北部地震や西日本豪雨、また米原市では竜巻が発生するなど、多くの自然災害に見舞われた一年となり、本県においても被害が生じたところです。

こうした災害に際して、滋賀県支部・施設は医療救護班やボランティアの派遣、災害義援金の募集などを行いましたが、これらの経験を通じて災害対応力を一層強化することの重要性を改めて確認したところです。

いかなる時も苦しんでいる人を救うことは赤十字に課せられた最大の使命であり、災害時に迅速かつ的確な救護活動を実施するためにはなお一層の努力が欠かせないと考えています。平成31年度も、救護要員の養成、災害救護資器材の整備、救援物資の備蓄、地域における防災・減災プログラムの普及を着実に進めるとともに、第4（近畿）ブロックの救護関係者約700人が参加する救護訓練を当県で実施するなど、南海トラフ地震などの大規模災害に対する救護体制の充実強化にも取り組みます。

一方、少子高齢化が急速に進展するとともに地域コミュニティの多様化・脆弱化が著しい時代にあつて、赤十字活動を充実させ、赤十字運動全体を活性化していくためには、職員による事業展開や事業運営にとどまらず、赤十字運動の担い手である地域赤十字奉仕団など赤十字ボランティアの協力を得て、各活動を進めていく必要があります。併せて、社会のニーズの変化や地域の期待にあわせた赤十字活動を実施するためには、赤十字ボランティアの育成と組織強化が必要であり、支部ではボランティアの皆さんとともになお一層積極的に取り組んでまいります。

また、赤十字活動に対する県民の皆さんのご理解とご支援を得るためには、自らの活動を積極的に発信することが不可欠です。様々な媒体、機会を活用して、これまで以上に広報活動に力を注いでまいります。

平成31年度は、以上の基本方針のもとに諸活動を実施し、赤十字が掲げる人道の任務の達成に向けて最大の努力を払ってまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月

日本赤十字社滋賀県支部

I. 支部事業・一般会計予算概要

1. 会員の増強と赤十字活動資金の増収

日本赤十字社は「日本赤十字社法」に基づき設置された法人で、「会員」をもって組織されている。この「会員」とは、赤十字活動の趣旨に賛同して、日本赤十字社の諸活動のため、活動資金を納入していただく個人及び法人であり、会員に納めていただく活動資金が事業活動の主な財源である。

平成29年度に改正された新たな会員（社員）制度については、一層の理解・協力を得るため、会員に対して積極的な情報発信を行うなどの取り組みを強化し、制度の定着を図る。

また、企業・団体等とのパートナーシップを推進するとともに、地区分区との一層の関係強化に努め、有功会・奉仕団等の協力を得て、会員の増強と活動資金の増収を図る。

- (1) 企業等とのパートナーシップの充実と強化
- (2) 支部会員管理システムの運用による会員情報の適切な管理の実施
- (3) 地区分区、地域奉仕団、有功会との連携による活動資金募集活動の強化
- (4) 配達地域指定郵便物（タウンプラス）による会員募集の実施
- (5) 個人・法人に対するダイレクトメールによる活動資金募集の促進
- (6) 支部ホームページからのクレジット決済を利用した会員加入の促進
- (7) 遺贈による寄付制度の活用

2. 災害救護体制の充実強化

災害救護活動は、赤十字の理想とする人道的任務を達成するための第一義的な活動であり、国際的にはジュネーブ諸条約等に、国内では日本赤十字社法及び同定款に基づいて行われている。

日本赤十字社は、災害対策基本法はじめ多くの災害対策関連法において「指定公共機関」として位置づけられるとともに、災害救助法により都道府県知事から、被災現場の医療活動、助産など救助等の実施に関し必要な事項を委託されているなど重要な役割を担っている。

赤十字の救護活動は、医療救護活動、救援物資の備蓄と配分、血液製剤の供給、義援金の受付、安否確認など多岐にわたっており、これらの活動は赤十字職員だけでなく、多くの赤十字ボランティアに支えられて実施される。

近年、台風、地震、局地的集中豪雨などの自然災害が多発する中であって、災害発生時に迅速かつ的確な救護活動が実施できるよう、支部の災害救護体制を一層充実強化していく必要があるため、平成31年度においても、医療救護班が携行する救護資機材や装備品の充実を図る。

また広域大規模災害を想定した「平成31年度日本赤十字社第4ブロック合同災害救護訓練」を当県において開催することから、関係機関との連携を強化し発災時における災害対応能力の向上と救護班要員の育成強化に努める。

- (1) 救護班要員の養成・登録
- (2) 日本赤十字社第4ブロック災害救護訓練、滋賀県総合防災訓練等への参加
- (3) 救護班装備・資機材等の充実・強化
- (4) 通信機材の運用・訓練の実施（業務用無線、アマチュア無線等の通信訓練）
- (5) 防災ボランティアの募集・登録と実践研修の実施
- (6) 赤十字ボランティアによる災害時活動の支援（派遣調整及び事業費支援）
- (7) 災害被災者に対する救援物資（毛布・緊急セット等）の給付と整備

- (8) 災害により死亡された方のご遺族に対する弔慰金（災害見舞金）の交付
- (9) 災害被災者に対する義援金の受付・配分

3. 赤十字救急法・健康生活支援講習等の普及の強化

日本赤十字社における講習事業は、1926年（大正15年）に「衛生講習会」を実施したことに始まり、その後時代の変化に応じながら講習体系の変更を行い内容の充実を図ってきた。

滋賀県支部では現在「救急法」「健康生活支援講習」「幼児安全法」「水上安全法」の各講習会を実施しており、県内における講習指導は各講習の指導者資格を有した県内ボランティアと赤十字職員により行われている。

平成31年度においては、赤十字ボランティアによる講習普及体制の強化や、「市民による救命率」の向上を目的として心肺蘇生や自動体外式除細動器（AED）の使用などによる一次救命処置の普及推進に努める。また、救急法指導員の充実と強化のために、救急法指導員養成講習会を実施する。

一方、健やかな高齢期を過ごすための健康維持・介護予防等、自助の推進や、高齢者の自立をめざした支援技術の普及や、自助と互助の実践の推進を行うことにより、地域包括ケアへの取り組みに参画する。また、子どもに起こりやすい事故の予防と正しい手当て方法の普及など、社会的ニーズに対応した講習会を教育機関や自治会等からの要請に応じて実施する。

防災教育については、近年、巨大地震の発生や、大型台風、局所的集中豪雨が頻発し、南海トラフ地震など巨大災害の発生も懸念される中、災害から自らのいのちを守るための知識・意識・技術の向上を図るため、赤十字防災教育プログラム等を活用し、地域コミュニティや学校などに対して、防災教育を実施する。

- (1) 学校、自治会等からの講習要請に対し、一次救命処置を主体に誰もがすぐにできる応急手当ての普及を図る。
- (2) 救急法、健康生活支援講習、幼児安全法、水上安全法講習において救急員、支援員、救助員養成を実施し各講習の受講者拡大を図る。
- (3) 救急法、健康生活支援講習の指導員の強化育成を図り講習普及を推進する。
- (4) 救急法指導員養成講習会を実施し指導員の充実と強化を図る。
- (5) 赤十字講習普及推進サポーター制度を推進する。
- (6) 稼働率の低い講習指導員に対する指導員実践力向上研修を実施する。
- (7) 滋賀県安全法指導員協議会で実施する交流、研修等への支援を行う。
- (8) 支部ホームページ等を通じた講習関連情報の提供を行う。
- (9) 地域コミュニティや学校などに対して、防災教育を実施する。

赤十字講習の開催回数

区 分	一般普及講習		養成講習	合計
救 急 法	基礎	15回	救急員養成 12回	177回
	短期講習	150回		
健康生活支援講習	短期講習	20回	支援員養成 3回	23回
幼 児 安 全 法	短期講習	45回	支援員養成 2回	47回
水 上 安 全 法	短期講習	20回	救助員Ⅰ養成 1回	22回
			救助員Ⅱ養成 1回	

4. 赤十字奉仕団の育成強化

赤十字奉仕団は、各市町およびボランティア活動の分野ごとに結成された日本赤十字社のボランティア組織である。その目的は、赤十字の理念である人道・博愛の精神に基づく活動を実践し、地域社会や人々の福祉の向上に貢献することである。このような奉仕団活動の充実、赤十字事業の発展には欠かせないものである。

人間のいのちと健康、尊厳を守る日本赤十字社を実現するために、自治会や関係団体との連携を強化するとともに、地域奉仕団の組織力を生かし、社会のニーズの変化や地域の期待にあわせた活動を進める。また、それぞれの奉仕団の特色を生かした活動を強化し、防災や減災への取り組みの推進を図る。

(1) 地域奉仕団の組織強化

- ① 組織の強化を図るため、男女が共に参画できる魅力ある地域奉仕団づくりを推進する。また、男性団員交流研修会を開催し、男性団員の活動意欲の高揚を図る。
- ② 自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域での位置づけを確立する。
- ③ 「一声ふれあい運動（在宅高齢者等への訪問活動）」や防災・減災への取り組みを推進するなど地域の実情に応じた多様な社会奉仕活動を推進する。
- ④ 地区別一日研修会の開催による団員の活動意欲の高揚と赤十字思想の普及徹底を図る。
- ⑤ 委員長会議・研修会（1回）、県支部委員会（2回）、常任委員会（3回）を開催し、事業計画、基本目標の周知徹底と連絡調整を図る。
- ⑥ 青少年赤十字活動や特殊奉仕団と連携し、地域社会の需要に応えられる人材の育成や活動を推進する。

(2) 青年赤十字奉仕団や無線赤十字奉仕団、青少年赤十字賛助奉仕団、防災支援赤十字奉仕団の育成強化

- ① 青年・無線・防災支援奉仕団合同研修会を開催するとともに、近畿ブロック青少年赤十字賛助奉仕団交流研修会及び近畿ブロック青年赤十字奉仕団研修会への参加を促すなど団員の育成を図る。
- ② 献血キャンペーン、NHK海外たすけあい、その他の募金活動や防災訓練等への積極的な参加、協力を行う。

5. 青少年赤十字の育成強化

人道、博愛即ち人間尊重の赤十字精神を通じて青少年の健全育成を図ることは、将来の赤十字の担い手を育てるために重要な取り組みである。

青少年赤十字は、学校教育を通じて取り組まれることから、加盟校における取り組みを促進するため、指導者の養成、魅力ある教育プログラムの提供、助成金の交付などの環境整備に取り組んでいる。

平成31年度は引き続きトレーニングセンターを実施し、自主・自立の精神を身につけ、赤十字や青少年赤十字に関する知識や技術を学習することにより、児童生徒のリーダーを養成する。

また、加盟校における青少年赤十字活動の充実と普及、未加盟校への啓発を図るため、滋賀県青少年赤十字研究推進委嘱校を2年間にわたり指定し研究発表会を行う。国際交流の分野においては、青少年赤十字が目指す国際理解・親善の取り組みを推進するため、マレーシア赤新月社のメンバー

と指導者を当県に招き、日本赤十字社第4ブロック合同青少年赤十字国際交流事業を開催する。

通年事業として青少年赤十字メンバー・加盟校応援プロジェクトを実施し、加盟校における実践活動を支援することで、青少年赤十字活動の一層の振興を図る。

- (1) 青少年赤十字の加盟校の増加とメンバーの増強
- (2) 滋賀県青少年赤十字指導者協議会の組織強化と指導者の育成
- (3) 青少年赤十字メンバー・加盟校応援プロジェクトの実施
- (4) 滋賀県青少年赤十字指導者研修会の実施
- (5) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンターの実施
- (6) 日本赤十字社第4ブロック合同青少年赤十字国際交流事業の開催
- (7) 青少年赤十字国際交流事業推進校の指定と参加
- (8) 滋賀県青少年赤十字研究推進委嘱校の指定と研究発表会の実施
- (9) 青少年赤十字広報誌発行等による普及と活性化の促進

6. 赤十字看護師の教育

高い教養とすぐれた技術を合わせもつ看護師の養成は、122年の長い歴史をもち、当初から常に最高水準の教育方針を堅持して続けられ、過去に多くの卒業生を送り出している。

近年、赤十字看護師は国内の医療現場だけではなく、国際赤十字の有力なメンバーとしても高い評価を受けており、その使命と期待は非常に大きいものがある。

大津赤十字看護専門学校では、災害救護活動や看護の分野において社会の要請に応え得る豊かな人間性と看護に関する幅広い能力を兼ね備えた看護の実践者を養成する。

7. 国際活動の推進

日本赤十字社では、世界各地で発生する紛争犠牲者や災害被害者の救援及び復興支援、さらには発展途上国への開発支援などを積極的に進めている。

滋賀県支部においても、国際活動の財源となっている「NHK海外たすけあい」キャンペーンを、地区・分区をはじめ県内赤十字施設、赤十字奉仕団等と連携のもと広く展開するなど、本キャンペーンに積極的に取り組む。

8. 広報活動の強化

日本赤十字社の使命や活動をより多くの人々に分かりやすく伝えることにより、赤十字活動への理解を深めていただくことが重要であるため、積極的な広報の展開により、多くの県民から共感が得られるよう努める。

- (1) 会員確保に向けた積極的な広報活動の展開
 - ① 支部広報誌の発行（年1回）
 - ② 自治会役員、民生委員・児童委員対象「赤十字体験ツアー」の実施
 - ③ 全戸配布用チラシの発行
 - ④ 地元ラジオ、テレビ局でのスポットCM等の放送
 - ⑤ 地区・分区を通じた市町広報誌への記事掲載
 - ⑥ タイムリーなニュースリリースの発信
 - ⑦ ホームページの積極的な更新と、ポスター、赤十字NEWS、広報用DVD等を活用した情報

発信

- ⑧ 防災・減災プロジェクト「私たちは忘れない。」の実施
- (2) 赤十字運動月間における企画広報の実施
 - ① 赤十字フラッグの掲揚
 - ② ポケットティッシュの配布による周知
- (3) 近畿ブロック府県支部での広報展開
 - ① J R西日本駅構内でのPR広告、及び車内広告の掲出

9. 有功会の充実

日本赤十字社滋賀県支部有功会は、赤十字事業の趣旨に賛同され金色有功章（活動資金50万円以上）・銀色有功章（活動資金20万円以上）を受章された方々により組織され、会員相互の親睦や健康の保持、赤十字思想の普及と有功章社員の増強に協力し、もって人類福祉の増進に寄与する目的で当県支部に設置されている。

会員の健康診断（人間ドック）の実施や親睦旅行などの事業を通じて、新規会員の募集を開拓し、有功会の拡充強化に努める。